

● 予算特別委員会の地方分権集中審議の書面審査の概要と、第109回京都府都市計画地方審議会の審議の結果をご紹介します。

2000年度予算特別委員会地方分権集中審議（2000年3月7日）

三木 一弘（日本共産党、上京区）

分権にともなう手数料の値上げの中身は

今回の提案の中で、値上げされている部分と値下げされている部分があるが、特に以下の値上げの理由を聞きたい。

- ① 船舶関係の船籍手数料などの漁船への影響、
- ② 技能検定試験料値上げは、不況の中で資格を取りたいとの動きに逆行しないか
- ③ 質屋の登録手数料が二倍になっている
- ④ 旅券の発給手数料 印紙と証紙の発行割合が変わった。府民の負担に変化がないと聞いたが、国の印紙額が減額するのだから、そのまま府の分を値上げしなければいいと思うが

値下げについてだが、なぜ値下げしたのかわからないものが多い。警察関係で122件ある。特に風俗営業法に関連するものが多い関係、パチンコの遊技機の認定でも値下されている、理由は何か。

【総務部長】 概括的なことだが、今回の手数料の算定は、標準事務以外のものは全て現行のままになっている。標準事務で単価が上がるものは155件、下がるものは225件、平均改訂率は98.9%。あがる理由はそれぞれの改訂の時期により、人件費の関係等であがっていく。手数料は政策的な観点から決める使用料と違って、あがるものは最低実費の関係で人件費等であがるもの、下がるものについては、例えば旅費等の見直しによって下がるものがある。そういった積み重ねの中で決められる。

【生活安全企画課長】 質屋営業手数料が倍額になっているが、昭和56年以降改訂されることなく現在に至っている。手数料額の積算根拠の給与単価を比較して今回の手数料改訂になっている。風俗営業法関係など下がっている分は、積算根拠の人件費の時間単価が若干下がったことによる。

【農林水産部理事】 標準事務の手数料計算の結果、こうなっている。漁船に関する部分は149項のみ。他の部分は漁船法により、自由法式の手数料であって値上げしていない。**【知事公室理事】** 改定を行なったのは限定旅券の分。通常旅券発給の事務料と差がないということで通常の旅券の標準事務と同額とされた。手数料は国の手数料の印紙部分と府の手数料の証紙部分があり、この部分の額が1000円から2000円に引き上げられた。同額の部分については印紙が現行の4000円から3000円に引き下げられ、負担に変わりはない。

【府民労働部総務課長】 同様に標準事務の手数料の見直しによる

【三木 一弘】

ついでに値上げが紛れ込まれているという感じがぬぐえない。旅券発給についても国が下がっているのに、なぜ府の部分があがるのか。そのままでいいのではないか。

【知事公室理事】 限定旅券の発給のための事務量も通常旅券の発給事務量とほぼ同一でありトータルで5000円の手数料。そのため、申請者の負担が変わらないように市

用足しの分の値上げを行なった。

新井 進（日本共産党、北区）

自治権拡充の趣旨にふさわしく 府も市町村に対し運用を 分権一括審議に 他の事を紛れ込ませた当局のやり方は問題 大事な事は自治権の拡大

機関委任事務が廃止されて法定受託事務になるが、従来京都府で機関委任事務がいく
あって、法定受託事務がどれだけあるのか

従来の機関委任事務の場合、国の側に包括的な指揮管理権があるとされていたが、今
回の関与規定、最終的には代執行まで含めた関与規定があるが、従来の指揮監督権との
ちがいはどこにあるのか。

自治事務にかかわっても245条の五で是正の要求ができるということがおり込ま
れているが、自治事務に対する国の関与について、従来は総理大臣ができるとされてい
たのが今回は各大臣もできるようになっている。自治事務に対する国の関与がどの程度
のものかと想定されているのか。それに関わって、市町村の自治事務との関係、今度対等
だということで、承認という言い方が、協議もしくは同意ということになるが、協議や
同意と承認とどう違うのか。同意なしに市町村が事務を執行した場合はどうなるのかわ
からない。245条の6で市町村に対し、都道府県の知事が是正の要求ができるとなっ
ているがどのような例を想定しているのか。

【知事公室理事】 機関委任事務と法定受託事務の数は手元がないので調べて報告する。
関与規定の関係だが、自治事務というのは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定
受託義務以外のものとされている。法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るも
のであって、国においてその適正な処理を特にかんきつするものであって、法律又は政
令で定めるものとなっている。両者のちがいは、関与の取り扱いにあらわれている。地
方自治法で関与に関して、定義、基本原則、手続きのルールなどが定められている。自
治事務について、助言、勧告、資料の提出要求、是正の要求などが基本とされ、法定受
託事務では、助言、勧告、資料の提出要求、同意、許可認可、承認、指示、代執行とな
っている。

【新井】

機関委任事務のとき言われた指揮監督権と関与のちがいはどこにあるのか。

【理事】 機関委任事務にあつては、国の機関とみなした知事に、法律またはこれに基
づく政令によって委任された国の事務であり、法定受託事務は自治体の事務。機関委任
事務にあつては従来、主務大臣が地方自治法によって包括的な指揮監督権を有していた。
法定受託事務は、各大臣の自治体に対する関与は、法律又はこれに基づく政令にもとづ
き行なわれる。

協議と同意、承認のちがいは、承認は国の機関相互間における同意として用いられて
いるのが一般的だが、行政上の同意としても用いられている。これに対して同意は、対
等の立場にある相互間で用いられ、上下関係を前提とする用語ではない。また承認は必
ずしも協議を前提とするものではないが、同意は両者の協議を前提とするものであり、
国と地方公共団体が積極的に相互に協議をするもの。是正の要求を行なう場合は、地方
自治法245条に規定されているように、地方公共団体の事務の処理が法令の規定に反
しているとき、あるいは著しく適性を欠き、明らかに公益を害しているときに、当該地
方公共団体に対して行なわれる違反の是正、または改善のための必要な措置を構ずべき
ことを求めるものであって、地方自治体としては違反の是正のために又は改善のために
必要な措置を講ずる義務がある。

【地方課長】 同意なしでやった場合は可能性としてはあるが、通常は、考えられない。

【新井】

関与規定についてだが、同意規定についてわかりにくい。同意と承認について言葉の門代だと言われたが、大事な事は自治権の拡大の事、関与規定の活用次第では自治権の拡大に逆行する。その点をどう考えるのか答弁を求める。

【知事公室長】 国の承認と関与の関係は、同意と言う場合の前提には協議がある。この点が承認と違うところ。あくまでも事前に今日がある。仮に国と地方に問題が生じた場合は、これの特別の救済措置が含まれているという事であり、ご理解を賜りたい。

【総務部長】 同意と承認のちがいは、承認はあくまで上下関係の仲で行なわれるものであり、同意は役割分担を踏まえた対等関係の中でお互いに話し合う、その中で決まるというもの。そのような市町村と都道府県の間を十分に踏まえた上で、京都にもこの考え方を徹底させていきたい。今回の新しい地方分権一括法の趣旨をふまえた関係を作っていく。

【新井】

我々が心配しているのは、今回の法改定の中での問題は、「明らかに公益を害している」などの認定は、相当裁量的な幅のあるもので慎重にすべきだ。自治権を拡充する立場から、市町村に対してもそのことが必要であり、そういう趣旨を踏まえて運用していただきたい。

もう一つは同意の問題だが、市町村が同意できない権限もあるのだから、対等だから京都府の同意なしでも市町村の自治権で処理をしていく場合が起こりうるかと理解しているのか、その点の答弁をお願いしたい。

【地方課長】 市町村が協議をして同意を求める場合だが、そういう事例の想定はしていない。

【新井】

市町村が京都府に対して、対等だから協議をしても同意できない場合もある。この点を指摘している。引き続き追及したい。

丹後リゾートの府税特別減免は適用の見通しなし

21号議案の第八条のいわゆる「リゾート関連」の部分には、地方分権の法例とは直接関連しないのではないかと。平成8年の6月に延長措置をとったが、その後9条該当や10条該当での申請があったのか。今後でないと想定しているのか。

【税務課長】 府税条例の関係だが、この条例は学研なりリゾートなり主要拠点整備に関係する均一課税について定めている。総合保養地域整備法の関係については、既に期限を過ぎており、今後とも適用があらわれないと考えられるので、このさい削除しようとするもの。

【新井】

リゾート関係だが、府税の特例の申請が平成8年の改正以降あったのかなかったのか、その点の回答を求める。

【税務課長】 丹後リゾート関係の適用はない。

屋外広告物条例の適用拡大で市町村の負担増やすな

24条の屋外広告物条例の対象拡大だが、制限市町村の拡大をはかっているが、従来法の下で人口5000人以上の市町村を対象にしているが、今回分権法で関連があったのか。26条のところでは、違反広告物の除去があるが、従来土木事務所が撤去にあたっていたと思うが、市町村にまかされると大変な作業になる。財政的な措置はどうなっているのか。

【土木建築部次長】 屋外広告物条例の改定は、都市計画法の改正で都市計画の決定権が市町村に委譲された、また広告物については町の景観に密接にかかわりのあるということで、地域の実状に応じた木目細かい実効的な規制を行なうためには、市町村の権限で持つて対応するのが望ましいとの考えだ。さらに一括法の中で屋外広告物法の改正があり、市町村への委任条項が削除され、平成11年4月以降は特例条例で分権推進をはかるむね、今回の提案となっている。

なお違反広告物の対応については、従来からそれぞれの道路管理者である京都府なり市町村さらには警察といった機関が一緒になって、定期的に一定の対応をしてきた。今回委譲された団体においても無論基本的な考え方を変えずやっていきたい。財源的な問題は、許可手数料を市町村の財源として賄っていききたい。一方、違反広告物の除去事務については、実績に応じた委譲交付金を交付する予定だ。

【新井】

屋外広告物条例の事だが、府の条例で適用範囲が広がり、網を広げておいて、事務だけを市町村に移管するのはどうなのか。市町村の負担のみ増えるのではないのか。

【土木建築部次長】 屋外広告物の制限だが、法律において要件として人口5000名以上となっている。今回人口5000人以上にも指定されていない15の町を指定し、まちづくりのための条件整備を行なっていききたいと指定した。

【新井】

屋外広告物の問題だが、分権一括法と関連なく適用範囲を広げたという理解だがそれでいいのか。

府営住宅の募集委譲

26号議案で府営住宅の募集の以上に関してだが、特定されているがなぜか

【土木建築部次長】 府営住宅の条例の内容は、今回の内容は地域改善住宅の関係。設置しているのは6市町村。入居者の募集、決定、家賃の決定など市町村に委任していたが、今回条例設置ということになり、6市町村に委譲する。

教育長の教育委員からの選任について

36号議案に関連して、教育長を教育委員から選ぶようになっていくと思うが、教育委員として専任された上で教育委員会で任命される。教育委員長と教育長となり、教育長は事務局を統括するのであり、教育長の権限が大きくなりすぎるのではないかと心配する。国の関与がなくなる積極面はあるが、教育委員の中に入れる意味が理解できない。

【教育庁管理部理事】 教育行政の中核的役割を果たしている教育長の重要性に鑑み、教育長のリーダーシップを高めるとともに、委員の任期制が教育長にも適用され、長期的な視野にたった安定した行政をはかろうとするもの。市町村においては、教育長が五人の委員の中から選ばれている。

府有財産評価委員会について

府有財産評価委員会がなくなるが、必置規制の関係でなくなるのか、どんな仕事をしていったのか

【知事公室室長】 府有財産評価委員会の廃止についてだが、評価委員会は昭和34年にできた。当時不動産鑑定士の制度あるいは鑑定評価の基準がまったく確立していなかったときに、委員会を設け、府有財産の適正公正な処分をはかることを目的に設置した諮問機関だが、実際は昭和36年から45年まで5回開かれた。不動産鑑定制度が確立してその後機能していない。また今後必要性もないので、一括法とは直接関係ないが、行革の一環として、この際整理をという事だ。

地方分権と関連のない議案の紛れこませは問題

21号議案のリゾート法関連のものや府有財産評価委員会の問題など、中身をよく見ると分権一括法と違うものが含まれているのではないかと。理事者は最初にちゃんと説明すべきではないかと。一括法関連とそれ以外のものをはっきり示してほしい。

【知事公室長】 今回は、全庁的に条例全体にわたって見直しを行ない、この際整備をはかれるものは、提案を行なった。この点に関して、説明が不十分だった事については申し訳なかった。

※理事者からの正式謝罪後 分権一括法とそれ以外の議案について別紙の報告が出されました。

他党派の質問

家元 丈夫（自民 福知山・天田郡）

① 市町村の立ち上げの状況、問題点は

【総務部長】 法令37-265の項目だが十分に市町村と協議して心配ない

②市町村合併について

【総務部長】 荒巻知事がかねてから言っているように、市町村の主体性を重視する事で良いと思うが、いつかは取り組まないといけない事。

大野 征次（府民 八幡市）

① 市町村の心配ないのか

② 係争中の事件はどうなるのか

第109回京都府都市計画地方審議会の審議について（報告）

2000年3月29日

第109回京都府都市計画地方審議会は、3月29日、ルビノ堀川で開催されました。審議会の内容と結果を紹介します。審議会には、日本共産党の岩田隆夫府議が委員として参加しています。

- (1) 以下の7種類（44議案）について、賛成し、可決されました。
- ① 宇治市都市計画変更（宇治、城陽、井手の、すでに公共施設や住宅地となっているところの市街化区域編入と用途地域の変更等）
 - ② 綴喜都市計画変更（八幡、京田辺の、すでに公共施設や住宅、工場等となっているところの市街化区域編入と用途地域の変更、工業地区での公害規制、および風俗営業などの規制の強化等）
 - ③ 相楽都市計画変更（精華、木津、山城の、すでに公共施設となっているか、今後なるところの市街化区域編入と用途地域の変更等）
 - ④ 南丹都市計画変更（亀岡と園部の、すでに公共施設となっているか、今後なるところの市街化区域編入と用途地域の変更等）
 - ⑤ 綴喜・相楽都市計画道路変更（全線開通を4月中旬に控え、すでに供用されている京奈道路インターの変更の追認）
 - ⑥ 綴喜都市計画地区計画変更（風俗営業規制法改正に伴う用語の変更）
 - ⑦ 府都市計画地方審議会運営規定の改正について（法と条例改正に伴う名称、用語変更）

(2) また、宮津市の区画整理事業にかかわって、地元住民から「意見書」が出され、審議会にたいして「意見陳述」したいと申し出があった件については、天野会長から、意見聴取の方法について諮られ、審議会事務局職員（府都市計画課職員）を出席させて意見を聴いたうえで、次回に「取扱い」について審議することになりました。